

# 専門実践教育訓練明示書

講座の名称	認定看護師教育課程(B課程)心不全看護分野			
実施方法	① 通学 ( 昼間・夜間・土日 ) ( ② 通信 スクーリング(回数 回)			
指定講座番号(15桁)	3310019	—	2310011	— 8
講座の創設年月日	令和2年4月3日	令和8年3月31日まで	過去一年の講座実績	入講者数( 14 人) 修了者数 ( 14 人)
訓練期間	12ヶ月		総訓練時間	800時間
1. 教育訓練目標				
①取得目標とする資格の名称、目標レベル	<input type="checkbox"/> 業務独占資格・名称独占資格 ( ) <input type="checkbox"/> 職業実践専門課程 ( ) <input type="checkbox"/> キャリア形成促進プログラム ( ) <input type="checkbox"/> 専門職大学院 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 職業実践力育成プログラム ( 心不全看護認定看護師受験資格 ) <input type="checkbox"/> 情報通信技術関係資格 ( ) <input type="checkbox"/> 第四次産業革命スキル習得講座 ( ) <input type="checkbox"/> 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科 ( )			
教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等				
②①に係る資格・試験等の実施機関名称	川崎医療福祉大学			
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等	①特定行為研修については厚生労働省の指定する時間数を全て満たす。演習・実習評価はC以上。認定看護師教育基準カリキュラムが定める特定行為研修の区分を修了していること。認定看護分野の講義・演習・臨地実習・統合演習における履修すべき時間数の5分の4以上の出席であること。 ②「講義」:筆記試験では100点満点中60点以上を合格 ③「レポート」:100点満点中60点以上を合格、「臨地実習」:C(助言があればできる)以上の成績、修了試験で、合計点の80%以上の得点を修める。			
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況	看護師、医療業界 心不全患者とその家族に対して、高い臨床推論能力と病態判断力に基づく急性憎悪・重症化回避のための支援、及び症状緩和とQOLを高めるための療養生活支援ができる看護師として、あらゆる療養の場で活用される。			
2. 教育訓練の内容				
教科 (カリキュラム)	時間	使用教材名		
3. 受講者となるための要件 (この講座を受講するために必要とされている条件など)				
①受講するに当たって必要な実務経験等	看護師経験5年以上 うち、通算3年以上、心不全看護の多い病棟で看護実践を有する事			
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	(1)短大、高等学校、看護大学または看護専門学校で学び、看護師免許を有し、5年以上の実務経験があること。(2)心不全看護に関する看護実践を3年以上有すること。(3)心不全の憎悪期から回復期にある患者の看護を5例以上担当した実績を有すること。(4)現在、心不全患者の多い病棟或いは外来、在宅ケア部門で就業していることが望ましい。			
③その他				

〔 特 記 事 項 〕

## 科目名及び授業時間数

### 1) 授業時間数

科目名	教科目名	時間数		
共通科目	1. 臨床病態生理学	40	380	
	2. 臨床推論	45		
	3. 臨床推論・医療面接	15		
	4. フィジカルアセスメント：基礎	30		
	5. フィジカルアセスメント：応用	30		
	6. 臨床薬理学：薬物動態	15		
	7. 臨床薬理学：薬理作用	15		
	8. 臨床薬理学：薬物治療・管理	30		
	9. 疾病・臨床病態概論	40		
	10. 疾病・臨床病態概論：状況別	15		
	11. 医療安全学：医療倫理	15		
	12. 医療安全学：医療安全管理	15		
	13. チーム医療論（特定行為実践）	15		
	14. 特定行為実践	15		
	15. 指導	15		
	16. 相談	15		
	17. 看護管理	15		
専門科目	認定看護分野専門科目	1. 心不全看護概論	15	195
		2. 心不全の病態生理と診断及び治療	30	
		3. 心不全の基礎疾患と合併症の診断及び治療	15	
		4. 心不全患者の身体的・精神的・社会的側面の評価	30	
		5. 心不全患者の症状マネジメント	15	
		6. 心不全患者の療養支援	45	
		7. 心不全患者への急性期のケア	15	
		8. 心不全患者の在宅療養支援	15	
		9. 心不全患者の意思決定支援と緩和ケア	15	
認定看護分野専門科目	特定行為研修 区分別科目	1. 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	22	60
		2. 循環動態に係る薬剤投与関連	38	
実習 演習	統合演習	15	165	
	臨地実習	150		
	特定行為研修実習 ※実習の合計時間以外に、特定行為区分別科目実習として1行為につき5症例実践する時間を要す	※		
合計時間数			800	

認定看護師教育基準カリキュラムでは45分を1時間とみなす「みなし時間」を適用している。  
 特定行為研修は60分を1時間とする「実時間」を適用しているが、該当教科目の時間数は全て「みなし時間」で設定し表記している。

# 専門実践教育訓練明示書

## 4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

### (1) 資格取得状況

① 2022年度の修了者数	14	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	14	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	14	人	受験率(③/②)	100.0	%
④ ③のうち合格者数	14	人	合格率(④/③)	100.0	%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	0	人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	14	人	就職・在職率(⑤+⑥/②)	100.0	%

※1 2022年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。

この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。

※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。

### (2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数	9	人			
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	9	人	②A: 就業者計	9
	2 非正社員、派遣社員	0	人		
	3 その他の就業(自営業等)	0	人		
	4 非就業	0	人		
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	1	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	9
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	0	人		
	3 社内外の評価が高まる	3	人		
	4 円滑な転職に役立つ	0	人		
	5 趣味・教養に役立つ	1	人		
	6 その他の効果	1	人		
	7 特に効果はない	3	人		
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	0	人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	0
	2 希望の職種・業界で就職できる	0	人		
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	0	人		
	4 趣味・教養に役立つ	0	人		
	5 その他の効果	0	人		
	6 特に効果はない	0	人		
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	0	人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	0
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	0	人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	0	人		
	4 就職していない	0	人		
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	3	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	9
	2 おおむね満足	4	人		
	3 どちらとも言えない	1	人		
	4 やや不満	1	人		
	5 大いに不満	0	人		

### (3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)

令和2年度、3年度の受講者は当該研修を修了後、日本看護協会が実施する認定看護師資格試験を受験し、全員が合格し、日本看護協会から心不全看護認定看護師として認められた。

## 5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	筆記試験、課題レポート、講義・演習・実習の課題遂行に係る参加状況から総合的に評価する。
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	4月下旬～6月下旬e-learning授業、7月～8月上旬集合教育(特定行為研修共通科目演習・実習、区分別科目講義)、8月上旬～9月中旬区分別科目実習(原則自施設実習)、9月中旬～11月中旬集合教育(認定看護分野専門科目等)、11月下旬～12月下旬臨地実習(実習施設)、翌年1月統合演習、実習成果発表会、2月修了試験、修了審査、3月卒業式

# 専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

<b>6. 受講効果の把握方法</b>														
(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)	出席率80%以上、試験合格率得点率60%以上で合格、補講・追試は認める。													
(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	筆記試験、演習及び課題提出によって総合的に把握													
(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	出席率80%以上、試験合格率得点80%以上で合格、補講・追試は認める。													
(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	卒業単位を満了し卒業試験合格													
<b>7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法</b>														
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	教員が研修者個々に対して学習の進捗状況や習得状態を把握し、適宜サポートしている。また、定期的によりフィードバックシート等活用し、個人面談を実施し、各研修者の課題を共有し、随時相談に応じ、メンタル面の支援も行っている。													
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の人材情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	受講中は、教員が科目試験の結果について解説したり、e-learningはいつでも聴講可能とする等している。研修修了後も研修者の個別の相談に応じている。また、認定審査に向けてフォローアップ研修を実施している。就職については、所属医療機関から資格取得を目指して派遣される場合がほとんどであるため、特に対応はしていない。													
<b>8. その他の事項</b>														
指定教育訓練実施者名 及び代表者名	学校法人 川崎学園 (代表者名: 理事長 川崎 誠治)													
住所及び連絡先	岡山県倉敷市松島577番地 TEL 086-462-1111													
施設名称及び施設長名	川崎医療福祉大学 (施設長: 学長 椿原 彰夫)													
住所及び連絡先	岡山県倉敷市松島288番地 TEL 086-462-1111													
苦情受付者	氏名 山田 佐登美 川崎医療福祉大学 看護実践・キャリア サポートセンター	事務担当者	氏名 荒川 幸世 川崎医療福祉大学 看護 実践・キャリアサポートセ ンター											
連絡先	TEL 086-462-1111(内線54216)	連絡先	TEL 086-462-1111(内線54216)											
専門実践教育訓練経費	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)		985,000 円											
支払い方法	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合には その差引き後の税込額とすること。)		50,000 円											
	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合には その差引き後の税込額とすること。)	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>第1期</td><td style="text-align: right;">467,500 円</td></tr> <tr><td>第2期</td><td style="text-align: right;">467,500 円</td></tr> <tr><td>第3期</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>第4期</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>第5期</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>第6期</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> </table> (うち、必須教材費 円)	第1期	467,500 円	第2期	467,500 円	第3期	円	第4期	円	第5期	円	第6期	円
第1期	467,500 円													
第2期	467,500 円													
第3期	円													
第4期	円													
第5期	円													
第6期	円													
① 一括払														
② 分割払														
③ 両方可														
	2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)		50,000 円											
	① 任意の教材費(税込額)		0 円											
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)		0 円											
	③ 施設維持費(税込額)		0 円											
	④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)		50,000 円											
			1,035,000 円											

## 教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあつては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものと認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。